

議 長	副議長	局 長	次 長	課 長	係長	係

委員会行政視察調査報告書

平成30年6月4日

三田市議会議長 様

議会運営委員会委員長 福田 秀章 印

美藤 和広 印

厚地 弘行 印

平野 菅子 印

田中 一良 印

長尾 明憲 印

今北 義明 印

随行者 議会事務局次長 中 孝夫 印

本委員会が実施いたしました行政視察の結果を下記のとおり報告します。

- 1 実施日 平成30年5月7日(月)～8日(火)
- 2 視察先 東村山市 ・「議会改革の取り組みについて」
・「議会運営について」
飯能市 ・「タブレット端末導入について」
- 3 視察先対応者 東村山市：議会事務局
飯能市：議会事務局
- 4 添付資料 (別紙のとおり)
- 5 調査結果の概要及び所見 (別紙のとおり)

議会運営委員会 視察（東村山市、飯能市）

1. 東京都東村山市

■ 視察参加議員

◎福田 秀章、○美藤 和広、厚地 弘行、平野 菅子、田中 一良、長尾 明憲

議長 今北 義明

事務局随員

議会事務局次長 中 孝夫

■ 視察日時：平成 30 年 5 月 7 日（月） 14：00～15：30

■ 視察事項：議会改革の取り組みについて、議会運営について

■ 視察対応者：議会事務局 次長 湯浅崎 高志

議会事務局 庶務係長 谷 俊治

議会事務局 主任 大嶋 千春

議長 伊藤 真一

議員 渡辺 英子（広報広聴委員長）

議員 島崎 よう子（広報広聴委員）

議員 佐藤 まさたか（広報広聴副委員長）

■ 視察概要および質疑

【概要】

1 東京都東村山市概要

人口 150,818 人（H30.4.1 現在）

面積 17.14 k m²

市制施行 昭和 39 年 4 月

議員定数 25 人 現在は 24 人

農村として発達。ベッドタウンとして人口急増。市営住宅ではなく都営住宅が多い。
市政施行時の 3 倍ほどの人口に。

ハンセン病療養所がある。じんけんのもり。ハンセン病の方が植えた木。トトロの
舞台。千と千尋の参考になった場所でもある。

ゆるキャラはけやきの妖精 ひがっしー

2 視察概要

■ 議会改革の取り組みについて

● 議員定数について

議会報告会用に定数の変遷や報酬などをスライド資料化。

● これまでの議会改革の取り組み

栗山町議会に視察へ行ったことが議会改革を進める第一歩。

その後、先進地である伊賀市、会津若松市などを視察。

H23年選挙のあと、議会基本条例の特別委員会を設置し、

本格的に議会基本条例の検討を開始。H25年12月議会で条例制定。

その間の議論で合意形成できなかったものは盛り込まず。

● 議会基本条例の検証

条例に基づき H28 4月～9月に検証を実施。

- ・ 請願と陳情を同列の扱いに変更。

→ 陳情一辺倒に。マニアの方が大量の陳情を出す結果に。

→ 市内の方からのみとする。

- ・ あとの課題は継続審査。

現在 2 度目の検証作業中

- ・ 議決事項の追加、予算・決算審査のあり方、倫理条例等

● 議会報告会・意見交換会

議会基本条例で年4回実施を要綱として規定。所管は広報広聴委員会。

実施日は金曜日夜&休日午後

基本は全員参加であるが、賛同しない議員も。

ポスターチラシ：議員が作成。季節に合わせた背景。公民館や駅に。

街頭駅頭での宣伝：2駅で7時～8時で宣伝。受け取りは良い。

H26年は対面形式：市民側は発言するのに勇気がいる。

H27年はグループ形式を多く採用：距離が近くなったら素朴な意見が出やすいとの声。

H28年は車座形式も実施：それまでに頂いた疑問を回答。議員は普段何をしている？ どうやって勉強をしている？ など。

H29年は会派意見の表明にトライ：予算案への賛否と理由を会派ごとに発表する形式に。会場からの質問などは行わず。

その他：テーマを設けて（防災・減災）専門家を招いて市民と意見交換。自己紹介は手話で行う。など。

●傍聴ルールの見直し（質疑に追記あり）

議会基本条例の見直し時に傍聴規則も一緒に見直し。

- ・名前と住所の記入を撤廃：傍聴バッチ貸与の際に規則を書いた紙を渡すのみに。
- ・傍聴席での電子機器類の使用を可とする。録音録画 OK。

●議員研修会

他の議会から来ていただいたり、専門家に来ていただく。姉妹都市と合同研修も実施。また、当事者参加 OK の市民を交えた研修も実施。

●議会運営について

議会運営マニュアル（申し合わせ事項も共有）を作成している。

すべての質問が一問一答

時間配分：議案質疑…会派人数による案分 1名 31分+1名につき 12分加算
7名→103分

→ここでの議案は補正予算、契約議案は規約改正など付託せずに本会議即決。

代表質問…片道 30分（回数制限なし）

一般質問…片道 20分（回数制限なし） →昔は往復 60分

議会日程と総括質疑に関する申し合わせ事項

- ・本会議の総括質疑を行わない。

請願・陳情の扱い

提出者の意見陳述については、希望がある場合、休憩中ではなくオンタイムで行う。

運用における課題。

文書質問 …いまいち。

政策提案…政策研究会が活動中 国会でいう議連のような感じ。

議員間討議…議案では1回のみ

専門的知見、公聴会制度および参考人制度の活用 実績なし

議会事務局機能の強化…具体的な実績なし

議会図書室…物理的な問題が大きい

外部による評価 2016年 57位

●質疑

提出者の意見陳述 オンタイム 費用弁償をどうしているのか？

→議事録に残らないので不確かになる恐れがある。そのためオンタイムで残すように。費用弁償は行っていない。

費用弁償を行っていない理由：

- ・自治法上の参考人として呼んでいるわけではない。市独自で条例を定めており、提出者本人の説明＝専門的知識 とならないことから、費用弁償を行わない。

市外からの陳情は郵送のみか？

→持参の場合も。

議会報告会について 三田市でもやめたらどうかという議論もあるが。

→3割は必ず来る人 3割は良く来る人、新規が3割という感じ。

他の議会や駅頭のチラシまきで来た人も。

最初に行った対面式では素朴な質問ができなかった。

普段そこに来ない人も町を二分する議論などがあつたときに、議会を思い出してくれるかなど。

政務活動費の使用範囲は？

→会派だよりはダメ。通信費も出していない。研修や視察は OK。

ただし、使わないことが良いという考えは違うと考える。

公開をしており、領収書も H29 年度分から公開に踏み切った。

議場での撮影 OK で影響が出たことはないか？

→最初に議長からの注意喚起を行っており、今まで迷惑になったことはない。

傍聴者に記名を求めないことについて

→何かあつたとしても書いている名前が本当かわからないため、個人情報を集める必然性がない。犯人を突き止めて何を問うのか？トラブルがあつてもどこまで問えるのか？その権利があるのか。有用性が感じられない。議会によってはフリーパスで通しているところもあると聞く。また、裁判所の傍聴は個人情報を書かない。

記名が傍聴の妨げになっている事実もあり、傍聴のハードルを下げたい思いもあつた。

●所見

議会基本条例制定後の第1回の検証で変更された請願・陳情、特に陳情については、三田市で現在行っている表決を行わないやり方が有効であることが改めて明らかとなった。また、請願者の費用弁償については条例と解釈の在り方で、委員会中に請願者の意見を聞きつつ、費用弁償が発生しないようにしていた。これは三田市議会でも取り入れても良いと考える。

意見交換会などは三田市よりはるかに多くの市民が参加をされている。細かな点であるが、スライドに表示する内容であったり、報告会のスタイルであったり、回を重ねるごとに工夫が加えられており、この点はぜひとも見習いたい部分である。

全体で見ると、規則に縛られすぎず、ある程度自由に議会運営をされているようにも感じた。ただ、議会改革度合でいうと、三田市議会も決して大きく劣っているわけではないようにも感じた。今回の視察を三田市議会に反映させ、さらなる開かれた議会への一歩を進めることができると考える。